

ST10 VISA 会員規約

〈第1章 一般条項〉

第1条（会員）

1. 会員には、本人会員と家族会員とがあります。
2. 本人会員とは、株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）および三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。）が運営する DC 標章を冠したクレジットカード取引システムに入会を申込み、当行および三菱 UFJ ニコス（以下「両社」といいます。）が DC 個人会員として入会を認めた方をいいます。
3. 家族会員とは、本人会員が利用代金の支払いその他両社との契約に関する一切の責任を引受けることを承認した家族で、本人会員が申込み両社が入会を認めた方をいいます。

第2条（カードの発行と管理、規約の承認）

1. 両社は、会員1名ごとに DC 標章を冠したクレジットカード（以下「カード」といいます。）を発行し、貸与します。カードの所有権は当行にあり、会員には善良なる管理者の注意をもって、カードを利用、管理していただきます。また、カードに組み込まれている半導体集積回路（以下「IC チップ」といいます。）の毀損、分解や格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ってはならないものとしします。
2. 両者が新規会員に発行したカードが、万一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行所定の期間のみ保管します。この場合、会員は当行のお取引店に確認のうえ、その指示に従い交付を受けるものとしします。所定の期間を経過した場合、当行は当該カードを廃棄するものとしします。なお、本カードの再発行は、当行所定の手続きによるものとしします。
3. 会員は、両社よりカードを貸与されたときは、本規約承認の上、直ちにその署名欄に会員自身の署名をするものとしします。会員が本規約を承認しない場合には、利用開始前に直ちにカードを切断した上で当行に返却するものとしします。
4. カードは、カードの表面に会員名が印字された本人に限り利用でき、他の者に譲渡、貸与または担保に提供するなど、カードの占有を第三者に移転することは一切できません。
5. 会員は、会員番号およびカードの有効期限についての情報を本人によるクレジットカード取引システムの利用以外に他の者に使用させることはできません。
6. 前各項のいずれかに違反してカードが利用された場合、そのために生ずる一切の支払いについては、すべて会員の責任となります。

第3条（暗証番号）

1. 会員は、所定の方法によりカードの暗証番号を登録するものとしします。ただし、会員からの申し出がない場合、または会員から申し出られた暗証番号につき当行が暗証番号として不適切と判断した場合は、当行所定の方法により暗証番号を新たに登録するものとしします。
2. 会員は、暗証番号につき生年月日や電話番号等他人から推測されやすい番号を避け、また他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとしします。
3. 使用されたカードの暗証番号が当行に登録された暗証番号と一致していることを確認し、当該利用者を本人として取扱った場合は、カード・暗証番号等に事故があっても、そのために生じた損害については、当行はその責任を負いません。
4. カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、そのために生じた損害については会員の責任となります。ただし、カード管理および登録された暗証番号の管理において会員に責任がな

いと当行が認めた場合は、この限りではありません。

5. 会員は、当行所定の方法で申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります。

第4条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は当行が指定するものとし、カード表面に西暦で月、年の順に記載したその月の末日までとします。
2. カードの有効期限が到来する場合、両社が引続き会員として適当と認める方には、新しいカードと会員規約を送付します。この場合、有効期限が到来したカードは破棄（磁気ストライプとICチップ部分を切断）うえ、新しいカードを使用するものとし、
3. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用します。

第5条（年会費）

1. 会員は当行に対し、所定の年会費を第7条第1項に定める方法により支払うものとし、なお、お支払い済の年会費は、年度途中で退会または会員資格が取消しとなった場合等においても、返却いたしません。
2. 初年度年会費は、初回口座引き落とし日から翌年の応当日の前日までの1年間に充当し、2年目以降の年会費は初年度に準じて充当します。なお、カード交付日から初回口座引き落とし日までの期間は、年会費の支払いの対象とはしないものとし、
3. 口座引き落とし日に年会費をお支払いいただけなかった場合は、原則としてカードの利用を停止させていただきます。
4. 年会費が口座引き落とし日にお支払いいただけなかった場合は、翌月以降も口座引き落としをさせていただきます。口座引き落とし日から3ヵ月以内に年会費をお支払いいただいた場合は、カードの利用を口座引き落とし日に遡って継続させる場合があります。

第6条（カードの利用可能枠）

1. ショッピング利用代金（日本国内、国外でのカード利用による商品、権利の購入、役務の受領、通信販売、諸手数料などの利用代金を含みます。）およびキャッシング利用代金の未決済残高の合計は、本人会員、家族会員の利用額を合計して当行が定めた金額以内とし、この金額を「クレジットカード利用可能枠」とします。また当行は、「クレジットカード利用可能枠」の範囲内で「ショッピング利用可能枠」と「キャッシング利用可能枠」を別途定めることがあります。
2. 当行は、「ショッピング利用可能枠」の範囲内で2回払い、ボーナス一括払い、分割払い（含むボーナス併用分割払い）による利用可能枠（以下「分割払い利用可能枠」といいます。）およびショッピングに関するリボルビング払い（含むボーナス併用リボルビング払い）による利用可能枠（以下「ショッピングのリボルビング利用可能枠」といいます。）を別途定めることがあります。
3. 当行は、第1項および第2項に定めるショッピング利用可能枠、分割払い利用可能枠およびショッピングのリボルビング利用可能枠とは別に、割賦販売法に定める「包括信用購入あっせん」に該当するカード取引（以下「割賦取引」といいます。）の利用可能枠（以下「割賦取引利用可能枠」といいます。）を定める場合があります。割賦取引利用可能枠は、当行が発行するすべてのカードに共通で適用されるものとし、会員は、当行が発行するすべてのカードによる、2回払い、ボーナス払い、分割払い（含むボーナス併用分割払い）、ショッピングに関するリボルビング払い（含むボーナス併用リボルビング払い）およびその他の割賦取引において、本人会員、家族会員のショッピング

利用額を合計した未決済残高の合計が、割賦取引利用可能枠を超えてはならないものとします。

4. 第1項、第2項および第3項の利用可能枠の与信期間は入会日から1年間とします。ただし期間満了日の前日までに当事者の一方から別段の意思表示がない場合にはこの期間はさらに同期間延長するものとし、以後も同様とします。
5. 第1項、第2項および第3項の利用可能枠については、当行はカードの利用状況その他の事情を勘案してこれを事前に通知することなく増額することができ、また必要と認めた場合はこれを事前に通知することなく減額することができるものとします。ただし、増額については、会員から希望しないとの申し出があった場合は、この限りではありません。
6. 会員は、当行が承認した場合を除き、第1項、第2項および第3項の利用可能枠を超えるカード利用はできないものとします。万一、当行の承認を得ずにこの利用可能枠を超えてカードを利用した場合、この利用可能枠を超えた金額は、当行からの請求により、一括して直ちにお支払いいただきます。
7. 会員が当行の発行するカードを複数所持している場合も、第1項および第2項の利用可能枠はカードの枚数にかかわらず第1項および第2項に定めた金額とします。

第7条（代金決済の方法等）

1. ショッピングおよびキャッシングサービスの利用代金、年会費、諸手数料など会員が当行に対して負担する一切の支払債務は、原則として毎月15日に締切り翌月から毎月10日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座振替の方法により、会員指定の支払預金口座からお支払いいただきます。ただし、支払額の口座振替ができない場合には、約定支払日以降任意の日に、支払額の全額または一部につき口座振替できるものとします。当行は上記支払日について、会員によっては、別途連絡のうえ10日を12日とすることがあります。また、上記締切日、支払日または支払方法は当行の都合により変更することがあります。なお、事務上の都合により翌々月以降の指定日にお支払いいただくことがあります。1の2.前項にかかわらず、代金決済の方法について別に定めがある場合、または第6項に基づき口座振替を停止した場合その他当行が特に必要と認め会員に通知した場合、その方法に従いお支払いいただきます。
2. 第1項の場合、当行は普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出なしに引き落とします。
3. 会員の日本国外におけるカード利用による代金は、日本円に換算の上、国内におけるカード利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。日本円への換算には、VISA Worldwide Pte. Limited（以下「VISA Worldwide」といいます。）で売上データが処理された日のVISA Worldwideが適用した交換レートに海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を加算したレートを適用するものとします。
4. 当行は、毎月の支払債務（以下「支払金」といいます。）をご利用代金明細書により通知します。この通知を受けた後1週間以内に会員からの申し出がない限り、ご利用代金明細書の内容について承認されたものとして第1項の口座振替などを行います。
5. 支払期日に万一、第1項の口座振替などができない場合は、別途当行の定める方法によりお支払いいただきます。
6. 当行は、会員が支払金の支払を遅滞した場合には、支払金の口座振替を停止する場合があります。

第8条（返済金の充当順序）

1. 会員のお支払いいただいた金額が、本規約およびその他の契約に基づき当行に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員からの申し出がない限り、特に通知なくして、当行が適当と認める順序、方法によりいずれかの債務に充当しても異議ないものとします。ただし、リボ

ルビング払いの支払停止の抗弁に係る充当順序については、この限りではないものとします。

2. 当行は、会員が既に支払った支払金を会員へ返金する必要が生じ、かつ当行が適当と認めた場合において、当該返金すべき金額を本規約に基づく会員の債務に、その債務の期限前であっても充当することができるものとします。ただし、会員が振込による返金を選択する旨を申し出た場合は、当行は会員の支払預金口座へ振込むことにより返金するものとします。

第9条（遅延損害金）

会員が支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金の元金に対し支払期日の翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは、本規約に基づく未払債務の元金残高に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日に至るまで、以下の年利割合（年365日の日割計算による。）による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、遅延損害金の割合は、変更することがあります。

- (1) 第26条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は年率2.99%
- (2) 前号以外のショッピング払いの場合は年率14.5%
- (3) キャッシングサービスの場合は年率19.0%

第10条（会員の再審査）

当行または三菱UFJニコスは、会員の適格性について入会後定期、不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は当行または三菱UFJニコスから請求があれば求められた資料などの提出に必ずするものとします。

第11条（カードの利用・貸与の停止、法的措置、会員資格取消し、カードの差替えなど）

1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、当行または三菱UFJニコスは会員に通知することなく、会員が当行または三菱UFJニコスから発行を受けたすべてのカード（以下本条に限りDCブランド以外のカードを含みます。）に対して、カードの利用断り、カードの利用停止および自動回収、会員資格の取消、カード貸与の停止によるカードの返却請求もしくは磁気ストライプ部分の（ICカードの場合はICチップ部分も同様に）切断および破棄処分依頼、加盟店などに対する当該カードの無効通知または登録、当行または三菱UFJニコスが必要と認めた法的処置（以下「本件措置」といいます。）をとることができるものとします。

- (1) 両社に届出べき事項に関し届出を怠ったまたは虚偽の申告をした場合。または、当行から要請があったにもかかわらず年収の届出（収入証明書の提出を含みます。）を怠った場合
- (2) 本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合
- (3) 会員が当行または三菱UFJニコスから発行を受けたすべてのカードのいずれかの規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合
- (4) 第13条第1、2項各号のいずれかの事由に該当した場合
- (5) いわゆるショッピング枠の現金化など換金を目的とした商品もしくは権利の購入または役務提供の受領その他の方法による資金の調達のためにするカードのショッピング機能の利用（以下「ショッピング利用可能枠の現金化等」といいます。）など正常なカードの利用でないと当行または三菱UFJニコスが判断した場合
- (6) その他、利用金額、利用間隔、過去の利用内容等から、会員のカード利用状況について不適切または第三者使用の可能性があると当行または三菱UFJニコスが認めた場合
- (7) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき本件措置をとる必要があると当行または三菱UFJニコスが判断した場合

- (8) その他当行または三菱 UFJ ニコスが会員として不適格と認めた場合
2. 本件措置は、加盟店を通じて行われる他、当行所定の方法によるものとします。
 3. 会員は会員資格を取消された場合、カードを直接当行宛もしくは加盟店を通じて直ちに当行に返却、またはカードの磁気ストライプ部分を（IC カードの場合は IC チップ部分も同様に）切断の上破棄し、本規約に定める支払期限にかかわらず、直ちに当行に対する未払債務をお支払いいただきます。
 4. 本人会員が会員資格を取消された場合は、家族会員にも同様の措置をとるものとします。
 5. 悪用被害を回避するために、当行が必要と認めた場合、会員はカードの差替えに協力するものとします。
 6. 会員は、会員資格を取消された後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。
 7. 会員は、当行または三菱 UFJ ニコスが本件措置をとったことにより、会員に損害が生じた場合にも、当行または三菱 UFJ ニコスに賠償の請求をしないものとします。また当行または三菱 UFJ ニコスに損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。

第 12 条（費用の負担）

1. 印紙税、公正証書作成費用など弁済契約締結に要する費用ならびに支払督促申立費用、送達費用など法的措置に要する費用および振込にて債務を支払う場合の金融機関等への振込手数料等は、退会後または会員資格取消等により会員資格を喪失した後といえどもすべて会員の負担とします。ただし、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としません。
2. 年会費等、会員が当行に支払う費用等に公租公課が課される場合、または公租公課（消費税等を含みます。）が増額される場合は、会員は当該公租公課相当額または当該増加額を負担するものとします。
3. 当行は本人会員が負担すべき本規約に基づく手数料等の諸費用について指定預金口座から通帳および払戻請求書の提出を受けることなく引落としのうえ、諸費用の支払いに充当することができるものとします。この場合、当行は事前または事後に会員に通知するものとします。

第 12 条の 2（表明保証）

1. 会員は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨

害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

第13条（期限の利益喪失）

1. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、本規約に基づく債務を含む当行との取引の一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務を弁済するものとします。ただし、(1)の場合において、当行が信用に関しないと認め通知したときは、期限の利益は失われなないものとします。
 - (1) 支払期日に利用代金の支払いを1回でも遅延した場合。ただし、第26条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの分割支払金、またはリボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いの弁済金については支払いを遅延し、当行から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (3) 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、民事調停など、債務整理のための法的措置等の申立があった場合、または差押、仮差押、銀行取引停止などの措置を受けたとき
 - (4) 債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当行に到達したとき
 - (5) 当行が所有権を留保した商品の質入、譲渡、貸借その他当行の所有権を侵害する行為をしたとき
 - (6) 住所変更届けを怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって、当行において会員の所在が不明になったとき
2. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当行の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに当行に対する未払債務を弁済するものとします。
 - (1) 第26条に定める2回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、またはリボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いによる支払方法を利用した商品の購入（業務提供誘引販売個人契約を除きます。）が会員にとって自らの営業のためにもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約となる場合で、会員が利用代金の支払いを1回でも遅延したとき
 - (2) (1)のほか、割賦販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合で、会員が利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき
 - (3) 本規約の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
 - (4) 保証会社から保証の中止または解約の申し出を受けたとき
 - (5) 会員が当行または三菱UFJニコスの発行するカードを複数所持している場合において、その1枚のカードについて本項に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき
 - (6) 当行に対する他の債務の期限の利益を失ったとき
 - (7) 会員資格を喪失したとき
 - (8) 会員が、暴力団員等もしくは前条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または前条の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切である場合
 - (9) その他会員の信用状態が著しく悪化したとき
3. 前項第8号の規定の適用により、会員に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。また、当行に損害が生じたときは、会員がその責任を負います。

第 14 条（カードの紛失、盗難事故の場合の責任と免責、再発行、偽造等）

1. 会員はカードを紛失し、または盗難にあった場合、すみやかに下記の諸手続きを取るものとします。
 - (1) 当行または三菱 UFJ ニコスに直接電話などによる連絡
 - (2) 当行または三菱 UFJ ニコスへの所定の届出書の提出
 - (3) 最寄りの警察署への届出
2. カードを紛失し、または盗難にあった場合、そのために生ずる支払いについては会員の責任となります。ただし、第 1 項の諸手続きをお取りいただいた場合、不正使用による損害のうち、当行または三菱 UFJ ニコスが紛失、盗難の通知を受領した日からさかのぼって 60 日前以降に生じたものについては、次のいずれかに該当しない限り当行が負担します。この場合、会員はすみやかに当行または三菱 UFJ ニコスが必要と認める書類を当行または三菱 UFJ ニコスに提出するとともに、被害状況等の調査に協力するものとします。
 - (1) 会員の故意または重過失に起因する場合
 - (2) 会員の家族、同居人、留守番その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者など、会員の関係者が自ら行いもしくは加担した不正使用に起因する場合
 - (3) 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合
 - (4) 本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合
 - (5) 紛失、盗難が虚偽の場合
 - (6) 紛失、盗難による第三者の不正使用が会員の生年月日、電話番号等個人情報の会員の責めに帰すべき事由による漏洩と因果関係を有する場合
 - (7) 会員が当行または三菱 UFJ ニコスの請求する書類を提出しなかった場合、または提出した書類に不実の表示をした場合、あるいは被害調査の協力をしない場合
 - (8) カード裏面に会員自らの署名が無い場合
 - (9) カード利用の際使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合 ただし、登録された暗証番号の管理において会員に責任がないと当行が認めた場合は、この限りではありません。
3. 偽造カードの使用に係るカードの利用代金は、会員の負担とはなりません。ただし、偽造カードの作出または使用について、会員に故意または重大な過失がある場合、当該偽造カードの使用に係るカードの利用代金は、会員の負担とします。
4. カードは、両社が認める場合に限り再発行します。この場合、当行所定の手数料をお支払いいただきます。

第 14 条の 2（暗証番号変更等の場合のカードの取扱い）

会員は、カードに登録した暗証番号の変更等に伴い、当行から変更後の暗証番号を登録した IC チップ付カードの再発行を受けたときは、変更前カードを破棄（磁気ストライプと IC チップ部分を切断）したうえ、再発行カードを使用するものとします。なお、IC チップ付カードの再発行については第 14 条第 4 項に従い所定の手数料をお支払いいただくことがあります。

第 15 条（退会）

1. 会員は、両社宛所定の退会届を提出するなどの方法により退会することができます。
2. 本人会員が退会した場合、家族会員も当然に退会になるものとします。
3. 第 1 項および第 2 項の場合、会員はカードを直ちに当行または三菱 UFJ ニコスへ返却するか、カードの磁気ストライプ部分を（IC カードの場合は IC チップ部分も同様に）切断のうえ破棄するものとします。なお、この場合、第 13 条の「期限の利益喪失」条項などに該当するときは本規約に定める

支払期限にかかわらず、当行に対する一切の未払債務をお支払いいただくことがあります。

4. 会員は、退会した後も、そのカードに関して生じた一切のカード利用代金等について、本規約に基づきその支払いの責任を負うものとします。

第 16 条（届出事項の変更手続）

1. 会員が両社に届出た氏名、住所、電話番号（連絡先）、取引目的、職業、勤務先、連絡先、支払預金口座、暗証番号、家族会員などに変更があった場合は、直ちに両社宛所定の届出用紙を提出するなどの方法により手続きをしていただきます。また、会員は、法令等の定めによるなど、当行が年収の申告（収入証明書の提出を含みます。）を求めた場合、直ちに当行宛所定の届出用紙を提出するなどの方法により手続きをしていただきます。
2. 前項の変更手続がないために、当行または三菱 UFJ ニコスもしくは両社が会員に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなします。ただし、会員にやむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとします。
3. 会員が第 1 項により当行に届出た情報のうち、氏名、住所、電話番号（連絡先）、職業、勤務先、連絡先は、本規約第 17 条の 5 に基づき、株式会社滋賀ディーシーカード（以下「滋賀 DC カード」といいます。）が利用します。

第 16 条の 2（取引時確認）

当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認（本人特定事項（氏名、住居、生年月日）、取引目的および職業等の確認）の手続きが、当行所定の期間内に完了しない場合、入会をお断りすることや会員資格の取消、またはカードの全部もしくは一部の利用を停止することがあります。

第 16 条の 3（カード利用代金債権の譲渡等の同意）

会員は、当行が必要と認めた場合、当行が会員に対して有する債権を、取引金融機関（その関連会社を含みます。）・特定目的会社・債権回収会社等に譲渡すること、ならびに当行が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、およびこれらに伴い、債権管理・回収に必要な情報を取得・提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

第 16 条の 4（付帯サービス等）

1. 会員は、当行または当行が提携する第三者（以下「サービス提供会社」といいます。）が提供するサービスおよび特典（以下「付帯サービス」といいます。）を当行またはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員が利用できる付帯サービスの内容、利用方法等については、当行が書面等の方法により通知または公表します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、サービスを利用できない場合があることをあらかじめ承認するものとします。
3. 会員は、当行またはサービス提供会社が必要と認めた場合、会員への予告または通知なしに、当行またはサービス提供会社が付帯サービスおよびその内容を変更、もしくは中止することをあらかじめ承認するものとします。
4. 会員は、カードの有効期限の到来、退会、会員資格取消等により会員資格を喪失した場合等、当然に付帯サービスを利用することができなくなることをあらかじめ承認するものとします。

第 16 条の 5（クレジットカード事務の委託）

1. 当行は、本規約に基づくクレジットカードに関する事務（与信事務（与信判断事務を除きます。）、代金決済事務、およびこれらに付随する事務等）を三菱UFJニコスまたは滋賀DCカードに委託します。会員は三菱UFJニコスおよび滋賀DCカードが当行より受託して本規約に基づくクレジットに関する事務を行うことに同意するものとします。
2. クレジットカードに関する事務の委託に伴い、三菱UFJニコスまたは滋賀DCカードが当行にかわって会員に対し連絡する場合があります。

第16条の6（クレジットカード債務の保証の取得）

1. 会員は、利用代金、利息、手数料、損害金等のクレジットカード取引から生じる一切の債務（ただし年会費は除きます。）について、滋賀DCカードの保証を得るものとします。
2. 会員は、滋賀DCカードの保証がなされない場合、両社からカードの発行を受けられない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 滋賀DCカードの保証を得るについて、会員は滋賀DCカードの定める保証委託約款を予め承諾するものとします。
4. 会員は当行に対する債務の履行を怠った場合、滋賀DCカードが当行からの保証債務の履行の請求に応じ、会員に対する通知・催告なくして代位弁済しても何ら異議を述べないものとします。

〈第2章 個人情報の取扱い条項〉

第17条（与信目的による個人情報の取得・保有・利用）

会員および入会申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は、本規約に基づくカード取引契約（契約の申込みを含みます。以下同じ。）を含む当行との取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を両社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意するものとします。

- ① 本人を特定するための情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等）、取引目的、職業、その他入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または当行に提出した書面等に記載された本人に関する情報（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。）
- ② 入会申込日、入会承認日、支払預金口座、ご利用可能枠等、本規約に基づくカード取引契約の内容に関する情報（本申込みの事実を含みます。）
- ③ 本規約に基づくカード取引の利用状況・利用履歴、支払開始後の利用残高、利用明細、月々の返済状況、および電話等での問い合わせにより知り得た情報
- ④ 本規約に基づくカード取引に関する会員等の支払能力を調査するため、または支払途上における支払能力を調査するため、会員等が申告した会員等の資産、負債、収入、支出、預金の内容ならびに本規約に基づく契約以外の会員等との契約における会員等のカード利用・支払履歴（ただし、預金の内容について申告がない場合には、当行預け入れの定期預金残高等を利用することがあります。）
- ⑤ 会員等または公的機関等から、適法かつ適正な方法により取得した、住民票等公的機関等が発行する書類の記載事項
- ⑥ 本人確認資料、収入証明書等、法令に基づき両社に取得が義務付けられ、または認められることにより会員等が提出した書類の記載事項
- ⑦ 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報

第17条の2（カード機能の提供および営業目的による個人情報の利用）

1. 会員等は、当行または三菱 UFJ ニコスがカード発行、会員管理およびカード付帯サービス（会員向け各種保障制度、各種ポイントサービス等）を含むすべてのカード機能の提供のために第 17 条第 1 項①②③の個人情報を利用することに同意するものとします。
2. 会員等は、当行または三菱 UFJ ニコスが下記の目的のために第 17 条第 1 項①②③の個人情報を利用することに同意するものとします。
 - (1) 当行または三菱 UFJ ニコスのクレジット関連事業における市場調査・商品開発
 - (2) 当行、三菱 UFJ ニコスまたは加盟店等のクレジット関連事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内なお、三菱 UFJ ニコスのクレジット関連事業とは、クレジットカード、融資、信用保証等となります。事業内容の詳細につきましては、次のホームページにおいてご確認ください。
(URL) <http://cr.mufg.jp>
3. 当行または三菱 UFJ ニコスは、本規約に基づくカード取引契約に関する与信業務の一部または全部を当行または三菱 UFJ ニコスの提携先企業に委託する場合、個人情報の保護措置を講じたうえで、第 17 条第 1 項により取得した個人情報を当該提携先企業に提供し、当該提携先企業が利用することがあります。
4. 当行または三菱 UFJ ニコスは、当行または三菱 UFJ ニコスの事務（コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含みます。）する場合、個人情報の保護措置を講じたうえで、第 17 条第 1 項により取得した個人情報を当該業務委託先に提供し、当該企業が利用することがあります。

第 17 条の 3（個人信用情報機関への登録・利用）

1. 会員等は、当行または三菱 UFJ ニコスがそれぞれ加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者であり、以下「加盟信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」といいます。）に照会し、会員等の個人情報（官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等に係り本人から申告された情報、電話帳記載の情報など、加盟信用情報機関および提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含みます。）が登録されている場合には、当行または三菱 UFJ ニコスが、会員等の本契約を含む当行または三菱 UFJ ニコスとの与信取引に係る支払能力の調査および与信判断ならびに与信後の管理（転居先の調査等を含みます。）のために、その個人情報を利用することに同意するものとします。ただし、会員等の支払能力に関する情報については、割賦販売法第 39 条および貸金業法第 41 条の 38 等により会員等の支払能力の調査の目的に限り、当行または三菱 UFJ ニコスが利用することに同意するものとします。
2. 会員等は、会員等の本規約に基づくカード取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当行または三菱 UFJ ニコスにより加盟信用情報機関に本規約末尾の表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力に関する調査および与信判断ならびに与信後の管理（転居先の調査等を含みます。）のために、利用されることに同意するものとします。ただし、会員等の支払能力に関する情報は、割賦販売法第 39 条および貸金業法第 41 条の 38 等により会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用されることに同意するものとします。
3. 会員等は、加盟信用情報機関に登録されている個人情報が、加盟信用情報機関および当行または三菱 UFJ ニコスにより、正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、相互に提供され、利用されることに同意するものとします。

4. 加盟信用情報機関および提携信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、およびホームページアドレスは本規約末尾に記載しております。また、当行または三菱 UFJ ニコスが本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知のうえ同意を得ます。
5. 上記第 4 項の加盟信用情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号、契約の種類、契約日、利用可能枠、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払状況等その他本規約末尾の表に定める、加盟信用情報機関指定の情報となります。

第 17 条の 4（個人情報の公的機関等への提供）

会員等は、当行が各種法令の規定により提供を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。また、当行が本規約に基づくカード取引契約を含む当行との取引の与信判断および与信後の管理のため、住民票等公的機関等が発行する書類を取得するに際し、公的機関等から個人情報の提供を求められた場合、当該個人情報を提供することに同意するものとします。

第 17 条の 5（個人情報の滋賀 DC カードへの提供）

会員等は、当行が本規約および保証委託契約に基づき本契約におけるカード取引の一切の債務保証を行う滋賀 DC カードに対し、第 17 条第 1 項の個人情報を提供し、滋賀 DC カードが本保証取引を含む滋賀 DC カードとの取引の与信判断および与信後の管理のために利用することに同意するものとします。

第 18 条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当行、三菱 UFJ ニコス、加盟信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより各社の保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - ① 当行に開示を求める場合には、お客さまのお取引店または第 20 条第 1 項に記載の株式会社滋賀銀行ハローサポートまでお願いします。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えいたします。
 - ② 加盟信用情報機関に開示を求める場合には、本規約末尾に記載の加盟信用情報機関に連絡してください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当行または三菱 UFJ ニコスは個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

第 19 条（本規約第 2 章に不同意の場合）

当行または三菱 UFJ ニコスは、会員等が入会申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本規約第 2 章（変更後のものも含まれます。）の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会手続きをとることがあります。ただし、本規約第 17 条の 2 第 2 項に定めるクレジット関連事業における市場調査・商品開発あるいは営業案内を目的とした利用について同意しない場合でも、これを理由に当行または三菱 UFJ ニコスが入会をお断りすることや退会手続きをとることはありません。ただし、この場合は、当行、三菱 UFJ ニコスおよび当行または三菱 UFJ ニコスの加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられない場合があることを会員等はあらかじめ承認するものとします。

第 19 条の 2（利用・提供中止の申し出）

本規約第 17 条の 2 第 2 項に定めるクレジット関連事業における市場調査・商品開発あるいは営業案内を目的とした利用について同意を得た範囲内で当行または三菱 UFJ ニコスが当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当行または三菱 UFJ ニコスでの利用、他社への提供を中止する措置をとります。ただし、請求書等に同封される宣伝物・印刷物については、この限りではありません。また、当該利用中止の申し出により当行、三菱 UFJ ニコスおよび当行または三菱 UFJ ニコスの加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを会員等は、あらかじめ承認するものとします。

第 20 条（個人情報に関する問い合わせ窓口）

1. 会員等の個人情報に関するお問い合わせや開示・訂正・削除、またはご意見の申し出、あるいは利用・提供中止の申し出等は、下記までお願いします。

株式会社滋賀銀行 ハローサポート

〒525-0032 滋賀県草津市大路 1-14-26

TEL 077-521-9530

受付時間 9:00～17:00（銀行休業日を除く）

なお、当行は個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。

2. 三菱 UFJ ニコスが利用している会員等の個人情報の、三菱 UFJ ニコスにおける利用に関するお問い合わせや開示・訂正・削除、またはご意見の申し出、あるいは利用・提供中止の申し出等は、下記までお願いします。

なお、三菱 UFJ ニコスは個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報保護総轄管理者を設置しております。

三菱 UFJ ニコス株式会社 DC カードコールセンター

東京：〒150-8015 東京都渋谷区道玄坂 1-3-2

TEL 03-3770-1177

大阪：〒541-8539 大阪市中央区瓦町 2-1-1

TEL 06-6533-6633

第 20 条の 2（契約不成立時および会員資格取消・退会申出後の個人情報の利用）

1. 本規約に基づくカード取引契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第 17 条および第 17 条の 3 第 2 項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 当行および三菱 UFJ ニコスは、第 11 条および第 15 条に定める会員資格取消または退会申出後も、第 17 条、第 17 条の 2 および第 17 条の 4 に定める目的（ただし、第 17 条の 2 第 2 項を除きます。）で、法令等または当行が定める所定の期間、個人情報を保有し、利用します。

第 20 条の 3（条項の変更）

第 2 章に定める同意条項は法令に定める手続きに従い、必要な範囲内で変更できるものとします。

〈第 3 章 総則〉

第 21 条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令などの適用）

日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される諸法令により一定の手続きを必要とする場合には、当行の要求に応じこの手続きをとるものとし、また、これらの諸法令の定めるところに従い、国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。

第 22 条（準拠法）

会員と両社または当行もしくは三菱 UFJ ニコスとの間の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第 23 条（合意管轄裁判所）

1. 会員と当行との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず当行の本店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。
2. 会員と三菱 UFJ ニコスとの間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の住所地、購入地または三菱 UFJ ニコスの本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 24 条（規約の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

〈第 4 章 ショッピング条項〉

第 25 条（ショッピングの利用方法）

1. 会員は、次の（1）から（3）に記載した加盟店（以下「加盟店」といいます。）にカードを提示し、所定の売上票などに会員自身の署名を行うことによって、商品、権利の購入ならびに役務の提供を受けることができます。ただし、（3）の日本国外の加盟店では、加盟店によっては利用できない場合があります。なお、売上票などへの署名に代えて、加盟店に設置されている端末機でカードおよび登録されている暗証番号を操作するなど所定の手続きにより、同様のことができます。
 - （1） 両社または当行もしくは三菱 UFJ ニコスが契約した加盟店
 - （2） 当行または三菱 UFJ ニコスと提携したクレジットカード会社（以下「提携カード会社」といいます。）が契約した加盟店
 - （3） VISA Worldwide 加盟の金融機関またはクレジットカード会社と契約した日本国内および日本国外の加盟店
2. 前項の規定にかかわらず、通信販売などカードの利用方法を、当行、三菱 UFJ ニコス、VISA Worldwide のいずれかが別に定めた場合には、会員はこれらの方法によるものとし、この場合にはカードの提示、署名などを省略することができます。
3. 通信料金等当行または三菱 UFJ ニコス所定の継続的役務については、当行または三菱 UFJ ニコスが適当と認めた場合、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。この場合、会員は、会員番号等の変更等があった場合、もしくは会員資格の取消し等によりカードを利用することができなくなった場合は、その旨を当該加盟店に通知するものとし、別途当行または三菱 UFJ ニコスから指示がある場合にはこれに従うものとします。また、会員は、当該加盟店の要請があったとき、その他当該役務の提供を継続的に受けるために当行または三菱 UFJ ニコスが必要であると判断したとき、会員番号等の変更情報等が当行または三菱 UFJ ニコスから加盟店に通知されることをあらかじめ承認するものとします。
4. ショッピングの 1 回あたりの利用可能枠は、日本国内では当行と加盟店との間で定めた金額までと

し、日本国外ではVISA Worldwideが各国で定めた金額までとします。なお、利用の際、加盟店を通じて当行の承認を得た場合は、この利用可能枠を超えて利用することができます。

5. カードの利用に際して、利用金額、購入商品・権利や提供を受ける役務によっては、当行の承認が必要となります。また当行は、インターネット等による海外ギャンブル取引におけるカード利用や換金を目的としたショッピング取引におけるカード利用など、会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用をお断りすることがあります。また一部商品（貴金属・金券類等）については、利用を制限もしくはお断りさせていただく場合があります。
6. 当行または三菱UFJニコスは、悪用被害を回避するため当行または三菱UFJニコスが必要と認めた場合、加盟店に対し会員のカード利用時に本人確認の調査を依頼することがあり、この際は会員はこの調査に協力するものとします。また当行または三菱UFJニコスは、会員のカード利用内容について会員に照会させていただくことがあります。
7. 当行は、カード利用による代金を、会員に代って加盟店に立替払いするものとします。会員がカード利用により購入した商品の所有権は、当行が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当行に移転し、会員の当該代金完済まで当行に留保されるものとします。
8. 会員は、ショッピング利用可能枠の現金化等をしてはならないものとします。

第26条（ショッピング利用代金の支払区分）

1. ショッピング利用代金の支払区分は、1回払い、2回払い、ボーナス一括払い、分割払い（支払回数3回以上の回数指定払い）、ボーナス併用分割払い（分割払いにボーナス払いを併用した回数指定払い）、リボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、1回払い以外の支払区分については、一部の加盟店で指定できない場合があります。また日本国外における利用代金の支払区分は、原則として1回払いとします。
2. 分割払いの場合、利用代金（現金価格）に、会員が指定した支払回数に対応した当行所定の分割払手数料を加算した金額を各月の支払期日に分割（以下「分割支払金」といいます。）してお支払いいただきます。なお、支払総額ならびに月々の分割支払金は、当行より送付するご利用代金明細書記載のとおりとします。
3. 分割払いの手数料は、元利均等残債方式により、分割払利用残高に対して後記記載の当行所定の料率を乗じて得られる金額とします。この場合、第1回目の分割払いの手数料は、初回締切日の翌日から翌月支払期日までの日割計算（年365日とします。）、第2回目以降は支払期日の翌日から翌月支払期日までを1ヵ月とする月利計算を行うものとします。なお、利用日から初回締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。
4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払いは、最初に到来した当行所定のボーナス支払月よりお支払いいただきます。またボーナス支払月の加算対象額は、1回のカード利用に係る現金価格の50%とし、当行所定の分割払手数料を加算した金額をボーナス併用回数に応じて分割し、月々の分割支払金に加算してお支払いいただきます。
5. リボルビング払いの場合、会員が下記の当行所定の方式のうちから選択した支払コースに基づく元金および手数料支払額の合計額（以下「弁済金」といいます。）を翌月から各支払期日にお支払いいただきます。ただし、第6条に定めるリボルビング利用可能枠を超えて利用した場合、その超過額の全額を1回払いとしてお支払いいただきます。
 - (1) 元金定額方式による支払コースを選択したときは、別表記載の支払コース所定の元金支払額に第7項に定める手数料を加算した支払額
 - (2) 残高スライド方式による支払コースを選択したときは、別表記載の締切日のご利用残高に応じた支払コース所定の支払額（当該金額には第7項に定める手数料を含むものとします。）

6. ボーナス併用リボルビング払いの場合、会員が当行所定の方法により申し出て、当行が認めた場合、会員が指定したボーナス月に指定した支払額を加算することができます。この場合会員はリボルビング利用残高および第7項の手数料の返済として、「ボーナス月」の支払日に指定した支払額（以下「ボーナス加算金額」といいます。）を月々の弁済金に加算してお支払いいただきます。なお、会員が指定できる「ボーナス月」は以下の（1）から（4）までのいずれかとします。また「ボーナス加算金額」は、会員が1万円以上1万円単位で指定した金額とします。（1）1月および7月 （2）12月および7月 （3）1月および8月 （4）12月および8月
7. リボルビング払いの手数料は、毎月締切日の翌日から翌月締切日までの日々のリボルビング利用残高（100円未満切捨て）に対して当行所定の割合で日割計算（年365日とします。）した金額を、翌々月の支払日にお支払いいただきます。ただし、利用日から最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。
8. 当行は、金融情勢の変化など相当の事由がある場合、本条の手数料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。手数料率の変更について、当行から変更内容を通知した後は、第24条の規定にかかわらずリボルビング払いの手数料はその時点におけるリボルビング利用残高の全額に対して変更後の手数料率が適用されるものとします。

第26条の2（リボ事前登録サービス）

会員が事前に申し出て当行が適当と認めた場合、国内、海外すべてにおける加盟店でのショッピング代金のお支払いを、当行が別途定める条件によりリボルビング払いにすることができます。この場合、第26条によりお支払いいただきます。

第26条の3（ショッピングリボ切替サービス）

1. 会員は当行の定める期日までに申込みをし、当行が適当と認めた場合、当行が別途定める条件により、第26条第1項によらず、ショッピング利用代金の全部または一部の支払方法を、当行所定の基準により、1回払い・2回払い・ボーナス一括払いからリボルビング払いに変更することができます。この場合、当初の利用日にさかのぼってリボルビング払いによるカード利用があったものとして、第26条によりお支払いいただきます。
2. 会員が第1項の当行の定める条件に違反した場合、支払方法の変更は無効となり、会員は当行に対する債務を直ちに一括して支払うものとします。

第27条（分割払いの繰上返済）

会員は、第7条に定める代金決済の方法の他に、当行が別途定める方法により、分割払いに係る債務の全額または一部（ただし、売上票単位の全額に限ります。）を繰上返済することができます。

第27条の2（リボルビング払いの繰上返済）

1. 会員は、第7条に定める代金決済方法の他に、当行が別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の全額を繰上返済することができます。
2. 会員は、第7条に定める代金決済方法の他に、当行が別途定める方法により、リボルビング払いに係る債務の一部を繰上返済することができます。この場合、当行は、原則として、返済金の全額をリボルビングご利用残高（元本）に充当するものとします。
3. 会員は、毎月15日（当行休業日の場合は前営業日）までに当行に申し出ることにより、当行が認める範囲で、次回約定支払日に支払うべきリボルビング払いに係る弁済金（元金定額方式の場合は手数料を除きます。）を臨時に増額することができるものとします。

第 28 条（見本・カタログなどと現物の相違）

会員が、見本、カタログなどにより申込みをした場合において引渡され、または提供された商品、権利、役務が、見本、カタログなどと相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換、または再提供を申し出るか、または当該売買契約もしくは提供契約を解除することができるものとします。

第 29 条（支払停止の抗弁）

1. 加盟店より購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について当該加盟店と紛議が生じた場合、会員は当該加盟店との間で解決し、当行に迷惑をかけないものとします。
2. 第 1 項にかかわらず、会員は、2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払い、リボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いにより購入もしくは提供を受けた商品、権利、役務について次の事由がある場合、その事由が解消されるまでの間、当行に対して当該事由に係る商品、権利、役務について、支払いを停止することができるものとします。
 - (1) 商品、権利の引渡しもしくは役務の提供がなされない場合
 - (2) 商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵（欠陥）がある場合
 - (3) クーリングオフ、中途解約（特定商取引に関する法律に定める関連商品以外の商品は除きます。）に応じないとき、または中途解約に伴う清算手続が行われないうとき
 - (4) その他商品、権利の販売や役務の提供について加盟店との間で紛議が生じている場合
3. 当行は、会員が第 2 項の支払停止を行う旨を当行に申し出た場合、直ちに所要の手続きを取るものとします。
4. 会員は、第 3 項の申し出をする場合、あらかじめ第 2 項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
5. 会員は、第 3 項の申し出をした場合、すみやかに第 2 項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付。）を当行に提出するよう努めるものとします。また当行が上記の事由について調査する必要がある場合は、会員はその調査に協力するものとします。
6. 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、支払いを停止することはできないものとします。
 - (1) 会員が営業のためにもしくは営業として締結した売買契約、サービス提供契約（業務提供誘引販売個人契約に係るものを除きます。）に係るショッピング利用代金である場合
 - (2) (1) のほか割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項各号に定める場合に該当するショッピング利用代金である場合
 - (3) 2 回払い、ボーナス一括払い、分割払い、ボーナス併用分割払いの場合は 1 回のカード利用に係る支払総額が 40,000 円に満たないとき、リボルビング払い、ボーナス併用リボルビング払いの場合は 1 回のカード利用に係る現金価格が 38,000 円に満たないとき
 - (4) 日本国外でカード利用した場合
 - (5) 割賦販売法に定める指定権利以外の権利に係るショッピング利用代金であるとき
 - (6) 会員による支払いの停止が信義に反すると認められる場合
7. 会員は、当行がショッピング利用代金の残額から第 2 項による支払いの停止額に相当する金額を控除して請求した場合は、控除後のショッピング利用代金の支払いを継続していただきます。

第 30 条（会員・加盟店間の契約の中途解約等）

1. 会員は、会員・加盟店間の契約が、特定商取引に関する法律に定める特定継続的役務提供契約に該当するときは、いつでも当該役務提供契約および当該役務提供契約に際して締結された関連商品

の売買契約（以下本条で「特定継続的役務提供等契約」といいます。）を中途解約することができます。

2. 会員は、特定継続的役務提供等契約を中途解約するときは事前にその旨を当行に通知し、所定の手続きをとるものとします。
3. 会員の都合により、特定継続的役務提供等契約を中途解約した場合、会員は当該立替払契約に基づく残債務全額につき、繰上償還することとします。当該償還金額は、当該特定継続的役務提供等契約に係る利用残高に、分割払い、ボーナス併用分割払いのときは直前支払期日の翌日から中途解約日まで、リボルビング払いのときは直前締切日の翌日から中途解約日まで、当行所定の割合で日割計算（年365日とします。）した手数料を加算した金額とします。
4. 第3項の場合、会員は、会員の当行に支払うべき償還金額を上限として当行が当該代金を立替払いした加盟店が中途解約による未提供役務の対価に相当する額、または、未行使の権利の対価に相当する額（いずれも関連商品の返還がなされたときはその代金を含みます。）から会員が加盟店に支払うべき金額を控除した金額（以下「返還額」といいます。）を、直接当行に支払うことおよび会員は直接加盟店に請求しないことをあらかじめ同意するものとします。当行は加盟店から支払いを受けた場合、第3項の償還金に充当し、また会員は返還額が償還金額に満たないときは、直ちにその残額を当行に支払うものとします。ただし、やむを得ない事情があるときは当行が認める清算方法に従うものとします。なお、償還金額を超える返還額については、償還金についての清算終了後、加盟店に対し直接、超過部分を会員に支払うことを請求することができるものとします。
5. 加盟店側の責めに帰すべき事情に起因して会員が将来の役務の提供が受けられなくなったとき、または、将来の権利の行使ができなくなったときは、当該事情が発生した時点で特定継続的役務提供等契約が中途解約がなされたものとして、第3項および第4項の中途解約手続きに準じて残債務額を計算するものとし、会員は返還額との差額を支払うものとします。この場合、会員は役務提供を受けた期間・権利行使の状況、商品の使用状況、数量等の調査に協力するものとします。なお、調査の結果、第4項のなお書きに該当した場合でも、返還額の全額が現実に加盟店から当行に支払われたときを除いて、超過金の支払請求権を当行に対して行使することはできないものとします。
6. 会員は、当行が加盟店の請求により中途解約手続きに必要な限度において、会員が当行に支払い済みの分割支払金または弁済金を当行が加盟店に通知することを承諾するとともに、会員が加盟店から提供を受けた役務相当額を把握するため、加盟店の会員に対する提供済役務について、当行が会員および加盟店に開示を求め、その内容を把握することを承諾します。

〈第5章 キャッシングサービス条項〉

第31条（キャッシングサービスの利用方法）

1. 当行より利用を認められた会員は、当行の指定する日本国内の現金自動支払機（以下「支払機」といいます。）および三菱 UFJ ニコスが DC ブランドとして提携する日本国内の金融機関のうち一部金融機関の支払機で、カードおよび登録されている暗証番号を操作することにより、当行からキャッシングサービスを受けることができます。この場合、会員は、当行所定の ATM 利用手数料を第7条に定める代金決済方法に従い支払うものとします。
2. 当行より日本国外でのキャッシングの利用を認められた会員は、次の（1）から（4）に記載した金融機関など日本国外のキャッシングサービス取扱場所で、カードを提示し、所定の伝票に会員自身の署名をすることにより、または当行の指定する日本国外の支払機で、カードおよび登録されている暗証番号を操作することにより、日本国外でキャッシングサービスを利用することができます。このキャッシングサービス取扱場所が所定の手数料を定めているときの、取扱場所への当行の立替払い、会員からの徴求方法は第1項と同様とします。なお、融資額は、Visa Worldwide もしくは当

行が指定する現地通貨単位とします。

- (1) VISA Worldwide と提携した金融機関などの本支店
- (2) (1) の金融機関が提携した金融機関などの本支店
- (3) 当行または提携金融機関の本支店
- (4) その他当行の指定する金融機関の本支店

3. 第1項および第2項にかかわらず当行より利用を認められた会員は、当行が別途定める方法により、キャッシングサービスを受けることができます。
4. 当行がやむを得ないものと認めて所定の利用可能枠を超えてキャッシングサービスを行なった場合も、本規約の各条項が適用されるものとします。
5. 当行はキャッシングサービスの利用可能枠を任意に変更できるものとします。

第32条（キャッシングサービス利用代金の支払方法）

1. キャッシングサービス利用代金の支払方法は、1回払いとリボルビング払いのうちから、会員がカード利用の際に指定するものとします。ただし、リボルビング払いは一部の提携金融機関で指定できない場合があります。
2. 1回払いの場合、当行所定の支払期日に利息を加算して一括返済するものとし、その利息は、利用日の翌日から支払日までのキャッシングサービス利用残高に対して、後記記載の当行所定の利率で日割計算（年365日とします。）した金額とします。
3. リボルビング払いの場合、会員が下記の当行所定の方式のうちから選択した支払いコースに基づく元金および利息の合計額を翌月から各支払期日にお支払いいただきます。
 - ① 元金定額方式による支払いコースを選択したときは、会員が申し出て当行が承認した元金支払い額に次項に定める利息を加算した合計額
 - ② 残高スライド支払いコースを選択したときは、別表記載の締切日のご利用残高に応じた支払いコース所定の支払い額（当該金額には次項に定める利息を含むものとします。）
4. リボルビング払いの利息は、毎月締切日（初回は利用日）の翌日から翌月締切日までのリボルビング利用残高に対して当行所定の割合で日割計算（年365日とします。）した金額を、翌々月の支払日にお支払いいただきます。
5. 第2、3、4項の利率については、当行は当行所定の基準および方法により優遇できるものとし、金融情勢の変化など相当の事由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。

第32条の2（キャッシングリボ事前登録サービス）

第32条第1項にかかわらず、会員が事前に申し出て当行が適当と認めた場合、国内、海外すべてにおけるキャッシング利用分のお支払を当行が別途定める条件によりリボルビング払いにすることができます。この場合第32条を適用しお支払いいただきます。

第32条の3（キャッシングリボ切替サービス）

1. 第32条第1項にかかわらず、会員は当行の定める期日までに申込みをし当行が適当と認めた場合、当行が別途定める条件により、国内、海外全てにおけるキャッシングのご利用代金の全部または一部の支払方法を、当行所定の基準により1回払いからリボルビング払いに変更することができます。この場合、1回払いの利用日に遡って、リボルビング払いによるカードの利用があったものとして第32条によりお支払いいただきます。
2. 会員が前項の当行の定める条件に違反した場合、支払方法の変更は無効となり、会員は当行に対す

る債務を直ちに一括して支払うものとします。

第 32 条の 4（キャッシングサービスの利用代金の繰上返済）

1. 一括払いの場合、会員は第 7 条に定める代金決済方法の他に、当行が別途定める方法により、キャッシングサービスのご利用毎の利用代金（ただし、毎月 15 日の締切日以降は、次回約定支払日に支払うべき利用代金の合計額）の全額を繰上返済できるものとします。
2. リボルビング払いの場合、会員は、第 7 条に定める代金決済方法の他に、当行が別途定める方法により、リボルビング払いにかかる債務の全額を繰上返済することができます。
3. リボルビング払いの場合、会員は、第 7 条に定める代金決済方法の他に、当行が別途定める方法により、リボルビング払いにかかる債務の一部を繰上返済することができます。この場合当行は、原則として返済金の全額をリボルビングご利用残高（元本）に充当するものとします。
4. リボルビング払いの場合、会員は、毎月 15 日（当行休業日の場合は前営業日）までに当行に申し出ることにより、当行が認める範囲で、次回約定支払日に支払うべきリボルビング払いにかかる弁済金（元金定額方式の場合は手数料を除きます。）を臨時に増額することができるものとします。

〈第 6 章 相殺に関する条項〉

第 33 条（当行からの相殺）

1. 会員がショッピング、ならびにキャッシングの債務を履行すべき場合には、当行はショッピング利用代金、分割払手数料、リボルビング払いの手数料、キャッシング利用代金、利息、遅延損害金等この取引から生じる一切の債権と預金その他当行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 第 1 項により相殺する場合には、債権債務の利息、手数料および遅延損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金その他債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により 1 年を 365 日とし、日割で計算します。

第 34 条（会員からの相殺）

1. 会員はこの取引から生じる一切の債務と期限の到来している会員の当行に対する預金その他債権とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
2. 第 1 項により相殺する場合には、相殺計算をする日の 3 営業日前までに当行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金、その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出するものとします。
3. 第 1 項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および遅延損害金の計算は、相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第 35 条（相殺における充当の指定）

1. 当行から相殺する場合に、本会員が本規約に基づくカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、当行は債権保全上等の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、本会員はその指定に対して異議を述べないものとします。
2. 本会員から相殺をする場合に、本会員が本規約に基づくカード利用により当行に対して負担した債務のほかに当行に対して債務を負担しているときは、本会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、本会員がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当行が指定することができ、本会員はその指定に対して異議を述べないものとします。

3. 本会員の当行に対する債務のうち1つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、第2項の会員の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ担保、保証の有無の状況等を考慮して、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項なお書き、または第3項によって、当行が指定する本会員の債務について期限の未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

【お問い合わせ・相談窓口】

1. 商品などについてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本規約についてのお問い合わせ・ご相談および支払停止の抗弁に関する書面（会員規約第29条第5項）については、当行におたずねください。

株式会社滋賀銀行 クレジットセンター
 〒525-0032 滋賀県草津市大路1-14-26
 ナビダイヤル 0570-077-590 または 077-503-3051

【当行または三菱UFJニコスの加盟信用情報機関に登録される情報とその期間】

登録情報	登 録 期 間		
	全国銀行個人信用情報センター (KSC)	株式会社シー・アイ・シー (CIC)	株式会社日本信用情報機構 (JICC)
①本人を特定するための情報	登録情報②③④のいずれかが登録されている期間		
②本契約に係る申込みをした事実	当機関に照会した日から1年を超えない期間	当機関に照会した日から6ヵ月間	照会日から6ヵ月以内
③本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了日(完済日)より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年以内	契約継続中および契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
④本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了日(完済日)より5年を超えない期間	契約期間中および契約終了後5年間	契約継続中および契約終了後5年以内

【当行または三菱UFJニコスの加盟信用情報機関の名称、お問い合わせ電話番号、住所、およびホームページアドレス】

名 称	所在地	電話番号	ホームページ (URL)
全国銀行個人信用情報センター (KSC)	〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社シー・アイ・シー (CIC)	〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/
株式会社日本信用情報機構 (JICC)	〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号住友不動産上野ビル5号館	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/

※株式会社シー・アイ・シー (CIC) は、割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関です。

※株式会社日本信用情報機構 (JICC) は、貸金業法に基づく指定信用情報機関です。

なお、各個人信用情報機関の業務内容、加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関のホームページをご覧ください。

【当行または三菱 UFJ ニコスの加盟信用情報機関】

名 称	当 行	三菱 UFJ ニコス
全国銀行個人信用情報センター (KSC)	○	—
株式会社シー・アイ・シー (CIC)	○	○
株式会社日本信用情報機構 (JICC)	○	○

【当行または三菱 UFJ ニコスの加盟信用情報機関が提携する個人信用情報機関】

加盟信用情報機関	提携信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター (KSC)	株式会社シー・アイ・シー (CIC)・ 株式会社日本信用情報機構 (JICC)
株式会社シー・アイ・シー (CIC)	全国銀行個人信用情報センター (KSC)・ 株式会社日本信用情報機構 (JICC)
株式会社日本信用情報機構 (JICC)	全国銀行個人信用情報センター (KSC)・ 株式会社シー・アイ・シー (CIC)・

《分割払い（含むボーナス併用分割払い）について》

● 分割払い（含むボーナス併用分割払い）の支払回数、支払期間、手数料率（実質年率）

支 払 回 数 (回)	3 回	5 回	6 回	10 回	12 回	15 回	18 回	20 回	24 回
支払期間 (ヵ月)	3 ヶ月	5 ヶ月	6 ヶ月	10 ヶ月	12 ヶ月	15 ヶ月	18 ヶ月	20 ヶ月	24 ヶ月
手数料率 (実質年率)	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%	14.9%

※1 分割払い・ボーナス併用分割払いの支払回数は、原則上記表に記載の通りとします。ただし、当行が承認した場合には上記支払回数以外の利用ができるものとし、この場合の分割払いの手数料は、当行所定の実質年率（本表支払回数毎の実質年率に準じます。この場合、支払回数が少ない方から最も近い本表支払回数に対応する実質年率とします。）にて計算するものとします。

※2 ※1にかかわらず、一部の分割払い取扱加盟店では、支払回数、分割払いの手数料率（実質年率）が異なる場合があります。

※3 ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は1月（冬期）と7月（夏期）とし、最初に到来したボーナス月よりお支払いいただきます。なお、会員の利用日、支払回数によっては、ボーナス併用分割払いのお取扱いができない場合があります。

● 分割払いのお支払例:10月1日に現金価格6万円（消費税込）の商品を6回払い（実質年率14.9%）でご購入された場合

支払回数 (実質年率)	3 回 払 い (14.9%)	5 回 払 い (14.9%)	6 回 払 い (14.9%)	10 回 払 い (14.9%)	12 回 払 い (14.9%)
分割支払金の 利用代金(現金 価格)に対 する割合	0.34164068	0.20750720	0.17398016	0.10695170	0.09020732

支払回数 (実質年率)	15 回 払 い (14.9%)	18 回 払 い (14.9%)	20 回 払 い (14.9%)	24 回 払 い (14.9%)
----------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

分割支払金の 利用代金(現 金価格)に対 する割合	0.07347566	0.06233396	0.05676945	0.04843534
------------------------------------	------------	------------	------------	------------

- (1) 分割支払金(月々の支払額) $60,000 \text{円} \times 0.17398016 = 10,438 \text{円}$ (1円未満切捨て。以下同じ。)
(2) 支払総額(分割支払金合計) $62,514 \text{円}$ (元利均等残債方式により、最終回の支払額は端数調整
しております。)

第1回目お支払い(11月10日)	
分割支払金	10,438円
内手数料※1	$60,000 \text{円} \times 14.9\% \times 26 \text{日} \div 365 \text{日} = 636 \text{円}$
内元金	$10,438 \text{円} - 636 \text{円} = 9,802 \text{円}$
支払後残元金	$60,000 \text{円} - 9,802 \text{円} = 50,198 \text{円}$

第2回目お支払い(12月10日)	
分割支払金	10,438円
内手数料※2	$50,198 \text{円} \times 14.9\% \div 12 \text{ヵ月} = 622 \text{円}$
内元金	$10,438 \text{円} - 622 \text{円} = 9,816 \text{円}$
支払後残元金	$50,198 \text{円} - 9,816 \text{円} = 40,382 \text{円}$

※1 初回は日割計算となります。

※2 2回目以降は月利計算となります。月利は実質年率14.9%を12で割った数値の、百分率表示で
小数点第3位(以下切捨て)までの1.241%を採用しています。以下、第3回目以降の分割支払
金の内訳は次表のとおりとなります。(単位:円)

支払回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	合計
分割支払金	10,438	10,438	10,438	10,438	10,438	10,324	62,514
内手数料	636	622	501	377	252	126	2,514
内元金	9,802	9,816	9,937	10,061	10,186	10,198	60,000
支払後残元金	50,198	40,382	30,445	20,384	10,198	0	—

《リボルビング払い(含むボーナス併用リボルビング払い)について》

- リボルビング払い(含むボーナス併用リボルビング払い)の手数料率 実質年率14.9%(毎月締切日
の翌日から翌月締切日までの日割計算)
- リボルビングお支払コース(「毎月のお支払額」算定表)

方式	お支払 コース	締切日のご利用残高						60万円 超10万 円増す 毎に
		10万円 以下	10万円 超20万 円以下	20万円 超30万 円以下	30万円 超40万 円以下	40万円 超50万 円以下	50万円 超60万 円以下	
元金 定額 方式	(1)定額コース (元金別に6 種類)	元金(5千円・1万円・2万円・3万円・4万円・5万円)+手数料(ご利用残 高に対する日割計算)						
残高 スライ ド 方式	(2)5千円コ ース	5千円	1万円	1万 5千円	2万円	2万 5千円	3万円	1万円ず つ加算
	(3)1万円コ ース	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円	6万円	
	(4)2万円コ ース	2万円		3万円	4万円	5万円	6万円	
	(5)3万円コ ース	3万円			4万円	5万円	6万円	
	(6)4万円コ ース	4万円				5万円	6万円	

	ース			
	(7)5万円コース	5万円		6万円
●ボーナス月加算お支払い:会員の方があらかじめ選択した月(年2回)に、ボーナス加算額を通常のお支払額に加えてお支払いいただきます。				

- 元金定額方式の場合:リボルビングご利用残高(元金)がご指定されたコースのお支払額に満たない場合は、リボルビングご利用残高(元金)(リボルビング払い手数料がある場合には、元金との合計額)をお支払いいただきます。
- 残高スライド方式の場合:リボルビングご利用残高(元金)と手数料の合計額が各コースの最低お支払額に満たないときは、その合計額をお支払いいただきます。
- リボルビング払いのお支払例:10月1日に現金価格3万円(消費税込)のご利用をされた場合

元金定額方式で「定額5千円コース」の場合
第1回目お支払い(11月10日) 弁済金 5,000円 内手数料 0円 元金 5,000円
第2回目お支払い(12月10日) 弁済金 5,369円 内手数料 369円 = (3万円×14.9%×26日÷365日) + {(3万円-5千円)×14.9% ×5日÷365日} 元金 5,000円
以下弁済金は 1月10日 5,295円(内手数料295円)、2月10日 5,242円(同242円)、3月10日 5,179円(同179円)、4月10日 5,103円(同103円)、5月10日 53円(同53円)で 完済となります。

残高スライド方式で「5千円コース」の場合
第1回目お支払い(11月10日) 弁済金 5,000円 内手数料 0円 元金 5,000円
第2回目お支払い(12月10日) 弁済金 5,000円 内手数料 369円 = (3万円×14.9%×26日÷365日) + {(3万円-5千円)×14.9% ×5日÷365日} 元金 4,631円 = 5,000円 - 369円
以下弁済金は 1月10日 5,000円(内手数料296円)、2月10日 5,000円(同246円)、3月10日 5,000円(同187円)、4月10日 5,000円(同114円)、5月10日 1,277円(同65円)、 6月10日 12円(同12円)で完済となります。

《キャッシングサービスについて》

●キャッシングサービス利率

一般カード:実質年率14.9%

ゴールドカード:実質年率14.9%

(ご利用日数による日割計算)

・当行所定の基準により金利を優遇した場合は、上記金利とは異なる場合があります。

・1回払いの場合、上記利率とし、ご利用日の翌日から支払日までの日割計算。リボルビング払いの場合も、上記利率とし、ご利用後1回目の支払いはご利用日の翌日から締切日までの日割計算。2回目以降の支払いは締切日翌日から翌月締切日までの日割計算。

●遅延損害金:実質年率19.0%

- ATM利用手数料(消費税込み): 取引金額1万円 110円
取引金額2万円以上 220円

<繰上返済の方法一覧>

	分割払い ※1	リボルビング 払い※1※2	キャッシング1 回払い※1	キャッシング リボ払い ※1※2
1. ATMによるご返済 日本国内の提携金融機関の ATM 等から入金して返済する方法※3	×	○ (一部繰上 返済のみ)	×	○ (一部繰上 返済のみ)
2. 口座振替によるご返済 事前に当行に申し出ることによ り、約定支払日に口座振替により 返済する方法※4	×	○	×	○
3. 口座振込でのご返済 事前に当行に申し出のうえ、当行 指定口座への振込により返済す る方法※5	○	○	○	○
4. 持参によるご返済 事前に当行に申し出のうえ、当行 に現金を持参して返済する方法 ※6	○	○	○	○

- ※1 リボルビング払いの全額繰上返済とキャッシング一括払いおよびキャッシングリボルビング払いの全額繰上返済の場合は、日割計算にて返済日までの手数料を併せて支払うものとします。分割払いの繰上返済の場合は、当行所定の計算方法により算出された期限未到来の手数料のうち、当行所定の割合による金額を精算いたします。
- ※2 リボルビング払いの一部繰上返済およびキャッシングリボルビング払いの一部繰上返済の場合、原則、返済金全額を元本に充当するものとし、次回以降の約定支払日に、日割計算にて残元本に
応じた手数料を支払うものとします。
- ※3 原則、千円以上千円単位となります。(一部、1万円単位でのご返済となる ATM があります。)
- ※4 毎月 15 日まで当行へ連絡があった場合は、翌月の請求金額に増額して支払期日に口座振替により返済することができます。
- ※5 口座振込での返済については、当行への事前連絡が必要です。
また、返済いただく際の振込手数料は会員の負担となります。
- ※6 一部取扱えない支店・営業所・サービスセンターなどがありますので、事前に当行へ連絡のうえ確認してください。
- ※ いずれの支払方法も、当行が別途定める期間内での利用が可能です。また、当行所定の方法により手続きがされなかった場合は、繰上返済として取扱いできない場合があります。

以上
(2020年4月1日現在)